

## 第2節 環濠集落

|                                                      |                                                                                                                   |                                                                                     |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>中世摂津を代表する自治都市</p> <p>ひらのかんごとし</p> <p>② 平野環濠都市</p> | <p>【所在地】平野区平野宮町・平野市町・平野上町・平野本町・平野東</p> <p>【標高】5.5～7.5 m</p> <p>【年代】16世紀～</p> <p>【交通アクセス】JR平野駅・OsakaMetro平野駅下車</p> |  |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

【概要】平野は摂津・河内の国境線近くにあり、堺とならぶ戦国時代の自治都市と評される。北側に位置する杭全神社を総鎮守と仰ぐ。織田信長・豊臣秀吉の支配下に入り、大坂の陣では全域が被災したが、その後復興を遂げた。

【立地】平野川の左岸に位置する自然堤防上に位置する。南北方向の中高野街道、西北西から東南方向の奈良街道が集落内で交わる。このほか久宝寺・八尾と住吉を結ぶ八尾街道も貫通しており、平野川の利用とあわせ、水陸交通の要衝となっている。

【歴史】平野は9世紀、征夷大將軍坂上田村麻呂の子広野（麻呂）がこの地を与えられ（②-7）、その広野が転じて平野になったとされる。当地では発掘調査により奈良～平安時代初期の洪水層の上に生活痕が確認されており、それ以降も戦国時代までの各時代で遺構・遺物がみられる。文献史料では観応元年（1350）に金細工師と推定される長者金集末正の居住が平野を含む杭全庄に確認できるほか（大徳寺文書）、内部には「市」「流」などの個別町があり（本城 1979）、中世末にかけて「平

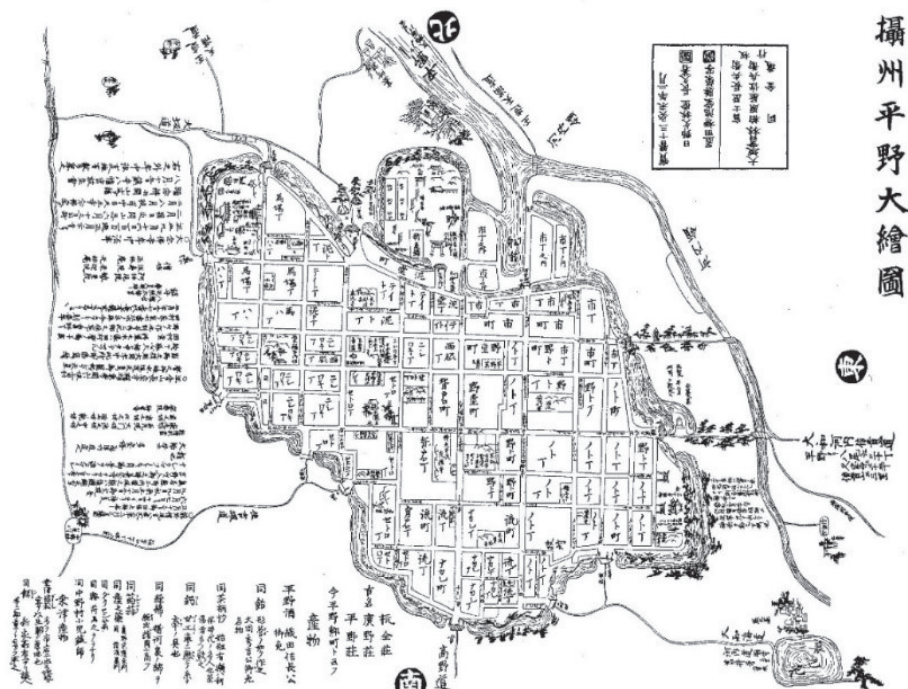


図36 摂州平野大絵図（平野郷公益会 1931）

野市柵」(真観寺文書)が使用されるなど、地域経済の中心機能をもつ都市的な場となった。

こうした地域の要地であったことが、逆に戦乱に巻き込まれたり(⑩-1)、武家の介入を受けたりする状況を生むことになった。弘治3年(1557)には年寄衆が三好長慶の代官本庄加賀守の支配を一味同心して忌避し(脇田1972)、また永禄11年(1568)には織田信長の畿内進出にともない堺から避難民を受け入れるなど(⑩-2)、権力側へ強い対抗姿勢が示されたが、最終的に信長に屈した。平野はその周囲をめぐる環濠・土塁の存在と、北で東に約6°振る環濠内の整然とした街区割り(現行地割)の存在が注目されてきた。このうち前者については、天正11年(1583)の文献史料に登場しており(⑩-4)、それ以前からの存在は確実視されるが、厳密には近世以降の環濠と一致するかどうかまだ結論は出せない。一方、後者については、現行地割の成立が16世紀中葉とみなせる発掘調査事例が中心部の野堂町で確認されたことから、それまで1615年大坂夏の陣後であると考えられていた現行地割の成立時期がさかのぼる可能性が指摘された(豆谷1999)。しかし同じ16世紀でも違う地割方位の存在が確認されていることから、最終的な統一は近世を待つ必要があると考えられる(大澤2019)。このことは平野内での複数の共同体の並存を示唆するが、注意しなければならないのは、この地割不統一の現象と周囲をめぐる環濠の存在は必ずしも矛盾するものではない。平野には複数の個別町(最終7町)があり、これらが独自性をもちながら、上述した16世紀後半の政治動向のなかで、武家支配から平野全体の利益を守るため共同で環濠の掘削をおこなったことは十分想定されよう。近年の環濠の発掘成果でも時期的な齟齬はないと指摘されている点は注目されよう(大阪文化財研究所2012)。

【評価】環濠は杭全神社の北側と東側に、また土塁は東南の平野公園に一部を残すのみとなっているが、環濠の位置は復元されており、また環濠内部と外部を結ぶ口には地藏尊が祀られていることから実際訪れても境界部分は容易に知ることができる。また大坂夏の陣の焼土層が環濠内でまんべんなく広がっている様子が確認されていることから(図37)、この範囲が平野の集住地であったことはまちがいない。[大澤]



図37 平野環濠都市における焼土層の分布(豆谷1999)



古代から続く拠点集落

き れ かん ごう しゅう らく  
②1 喜連環濠集落

【所在地】平野区喜連3・4・6・7丁目

【標高】6 m

【年代】16世紀～

【交通アクセス】大阪メトロ谷町線喜連  
瓜破駅より徒歩10分



【立地】瓜破台地の北に位置し、平坦な沖積平野に立地する。規模は東西約400 m、南北約250 mで、東北部を欠くため台形を呈している。北800 mには平野環濠都市がある。その平野環濠都市から中高野街道が喜連環濠集落の中央を通り、さらに南にある瓜破集落を三宅へと続く。喜連環濠集落の南には摂津と河内の境になる磯歯津道<sup>しはつみち</sup>が東西に延びている。

【歴史】喜連環濠集落の周辺では弥生時代から人々の居住が確認される。飛鳥～奈良時代には喜連環濠集落の東に位置する喜連東遺跡で19棟もの掘立柱建物と柱列や溝が見つかった。平安・鎌倉・室町地代にもほぼ同じ位置に建物群や柱列や溝が発見されており、古代から中世にかけての開発拠点であったと推定されている。また、室町時代には墳墓堂と考えられる遺構が見つかった。室町時代後半の16世紀になると喜連東遺跡は遺構や遺物が見つからなくなり、現在の喜連環濠集落の地下に集落が移動したのではないかと想定されている（大阪市文化財協会1999）。

『細川両家記』には、天文12年（1543）10月12日に細川氏綱が堺攻略を目指し「欠郡喜連・杭全」に出陣したとあり（②1-1）、永禄9年（1566）5月22日には松永久秀が「河内摂津堺喜連」に陣取るとある（②1-2）。江戸時代の『摂津志』（1735）住吉郡「喜連城」の項には、「今日平野町、河州高屋属城而、畠山三好必争之地、天文初年、細川氏綱據此、玉井源秀補之、十二年為畠山所陷、退于泉州、見実斎日録、後桃井氏守焉、終平井氏、又有郡境我孫子城、今井兵部者據此、寺岡村、船堂村、亦各堡址」と記す（②1-3）。産土の式内楯原神社は文明13年（1481）に現在地の近くに遷座し、元和年間に現在地に再び遷座する。

【検討】現在の喜連集落を巡見すると、環濠の水路跡が道路となっており、環濠は暗渠として地下に埋没している。環濠跡の道路は喜連集落の周囲を廻っており、環濠が完存していた当時の集落の形状と規模が明瞭に認識できる。喜連一帯の地形は南が高く北に低くなるため、環濠への水は南から流れてくる。一つは喜連環濠集落の南東にある喜連南池の北の樋門から流れてきて、東口の北で環濠に繋がる。もう一つは喜連集落の南端となる河内との境（磯歯津道推定地）に平行に流れる水路から南口に繋がる水路がある。二つの口から入った水は3ヵ所から西へ流れる。一つは西側の環濠の南端付近から西へ、二つ目は西口から西へ、そして三つ目は環濠の北西角から喜連集落の中央部を西に流れる用水路で今川に合流する。環濠集落内に入ってくる道路は南口を除いて、環濠と交差する入口で屈曲することなく、直線で環濠集落内部に入ってくる。城郭や城下町の入口に見られる虎口のような折れはない。環濠集落内部の道路は直線で環濠集落内を通過する道路はなく、喜連環濠集落内を南北に通過する中高野街道を初めとして、全ての道路が屈曲し、喰違っている。環濠集落内の道路を見ると、最も幅が広い道路が南の馬場口から楯原神社へと直線で伸びる南北道路である。この道路と平野環濠都市から南に延びて北口で喜連環濠集落に入ってくる中高野街道が南北方向の基幹道路である。この

道は北から南東方向にやや斜め方向で喜連環濠集落に入ってきて南口まで直線を通るが、楯原神社境内地辺りから南は細くなっている。近世の絵図では中高野街道はこの地点で東に折れ、楯原神社前の直線道路に合流し、環濠集落の外へと続くように描かれている（註1）。中高野街道は如願寺の境内を避けるように如願寺の西側から喜連環濠集落内部に入り、環濠集落内を斜めに通過しており、楯原神社南の直線道路とは方

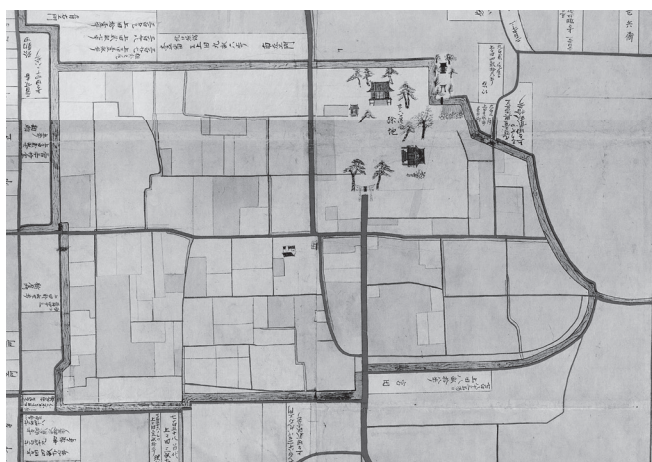


図38 『喜連村大絵図』（個人蔵）より喜連環濠集落

向が異なる。環濠集落内の道路方向を見ると、楯原神社南の道路のように、条里地割の影響を残した正方位を指向する道路が多い中、中高野街道の方向は異質である。環濠集落内部の屋敷地は両側町ではなく、街区を囲む周囲の道路に間口を開いており、農村型の敷地配置となっている。環濠跡の道路を一周すると、環濠跡の道路に向いて間口を開く宅地が多く見られる。この環濠跡の道路に面する宅地の奥行き短く10～20mほどである。これらの宅地は環濠が水路として機能していた時期には間口は開けなかったはずで、これらの宅地は環濠が埋まり、道路となってから宅地として開発されたことが分る。また、各出口を通る道路は環濠と交差し、環濠の外へと続くが、それ以外の道路は環濠跡の道路よりも15～20m内側で止まっており、環濠跡の道路へは続いていない。集落内部の道路配置を見ると、環濠に沿って土塁か藪が廻っていたと想定できる。北東部の如願寺境内の東では境内が環濠跡の道路よりも数10cm高くなっている。

【評価】喜連環濠集落の環濠や道路さらには屋敷配置などを検討したが、近世段階の環濠集落の形状が現在まで良好に遺存していることが判明する。各環濠集落と同様、環濠跡の道路に面した宅地の間口の向きや環濠集落内部の道路配置から環濠の内側に沿って土塁あるいは藪があった可能性が指摘できる。環濠集落の全体的な形態は北東部が欠けるように入隅になっている。これは鬼門除けとして北東部を欠けさせているのかもしれない。そこに集落の産土で式内社である楯原神社や楯原神社の神宮寺である如願寺がある。この位置が集落の拠点であり、中心となる居館があった場所と想定することもできる。〔松尾〕

註1 『平野区誌』所収の「領主の変遷」に掲示されている元文2年（1737）の『大坂内外地図』では中高野街道を黄色で示し、文化13年（1816）の『喜連村大絵図』では太い朱線で示す。（平野区誌編集委員会2005）



図39 喜連における環濠（岡本作図）



|                                                                                |                                                                                                                              |  |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>発掘調査で幅 4 m 以上、深さ 2 m 以上もある濠を発見</p> <p>くわ つ かん ごう しゅう らく</p> <p>② 桑津環濠集落</p> | <p>【所在地】 東住吉区桑津 3 丁目</p> <p>【標高】 8 m</p> <p>【年代】 16 世紀～</p> <p>【交通アクセス】 JR 東部市場前駅下車 8 分、JR 美章園駅より徒歩 10 分、近鉄河堀口駅より徒歩 10 分</p> |  |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

【立地】 桑津環濠集落は上町台地の東斜面に立地し、東側は河内平野の沖積地が広がる。西側は上町台地で、桑津環濠集落のすぐ西には台地を刻む谷地形があり、馬の背状になった高台に位置する。環濠集落のある高台の北には四天王寺に続く低地があり、その中を奈良街道が通る。

環濠集落の西側は比較的平坦であるが、東側は駒川と今川が開析した谷地形に向かって低くなる。そのような立地であるため、桑津環濠集落の東環濠の南半分は駒川の開析谷の方向に沿うように南西から北東方向になっている。南北約 300 m、東西約 130 m の長方形を呈し、南に突出部がある。

『桑津郷土史』所収の「宝暦十二年時代の桑津村古地図」（仲田・日浦編 1982）をみると、桑津環濠集落の西側の地割は上町台地の起伏に影響を受けて不定方向に雑然と広がっている。正方位を指向するのは桑津環濠集落と桑津環濠集落の北と南に続く耕作地だけである。明治時代の仮製地図では桑津環濠集落と南にある北田辺、南田辺の集落は正方位の街区構造であるが、これらの集落の西側にある長池の谷よりも西側は条里地割が乱れている。桑津環濠集落・南北田辺集落が載る台地東辺の高台までは正方位の条里が残っている。

【歴史】 戦国期の桑津に関する文献史料はない。環濠集落内や周辺に所在する寺院の伝承では行基建立と伝える見性寺や応永年間創建と伝える光津寺などがある（②-2）が、詳細は不明である。

環濠集落内や周辺で行われている発掘調査の成果から、この一帯の開発が弥生時代まで遡ることが分っている。この一帯は弥生時代の桑津遺跡に重なっており環濠集落内部でも方形周溝墓や住居跡が見つかっている。また、南方には田辺廃寺跡もあり、飛鳥～平安時代の掘立柱建物や鎌倉・室町時代の土器も出土することから、継続してこの地が居住空間として利用されている。環濠集落内での発掘調査で見つかっている平安時代の掘立柱建物は、ほぼ正方位を指向しており、周辺に敷設されていた条里地割に則していると考えられる。中世に出現した桑津環濠集落も条里地割に則している。

【検討】 桑津環濠集落内では 4 ヲ所で発掘調査が行われている（図 40）。環濠集落中央の南部寄りで行われたガス本管理設工事に伴う調査（KW81-2）では地山直上層から 15 世紀代の瓦質土器や江戸時代 18 世紀後半から 19 世紀の陶磁器が出土している。

環濠集落内北西角の京善寺境内の西半で行った調査（KW88-6）では、弥生時代の方形周溝墓や土器棺墓を覆う地層から奈良時代から平安時代の遺物が出土し、正方位を指向する平安時代の掘立柱建物が見つかっている。ただ、室町時代に属する遺構や遺物は見つかっていない。

環濠集落の北東部で行った調査（KW94-4）では古墳時代の埴輪や土器を含む遺構と重なるように、正方位を指向する平安時代の掘立柱建物のほか、溝や落ち込みがある。室町時代では 14～15 世紀代の中国製龍泉窯青磁碗のほか、16 世紀代の瓦質土器羽釜が出土している。

北環濠が埋まった跡の道路と環濠集落内を南北に縦断する道路でのガス本管理設に伴う調査(KW86-3)では、環濠と推定できる溝を見つけている。

北環濠跡の道路では環濠本体は見つかっていないが、環濠以前の地層が見つかっている。京善寺境内の東側を通る南北道路との交差点（北環濠にある西側の出口）ではTP+6 mで地山が見つかり、北環濠の東端ではTP+4.7 mと東に向かって低くなっていく。比高は1.3 mである。

南北道路では北環濠の西側出口付近で幅4 m以上、深さ2 m以上もある濠が見つかっている。地表面および地山面は南に向かって高くなるが、中央付近から南には後世の攪乱が広がっており、当時の地山面の高さは不明である（以上、大阪市文化財協会 1998）。

明治17年（1884）作成の地籍図のトレース図を見ると、環濠集落内の外周部に竹藪があつて、「土塁があつたと思われる」とする（藤田実 1983）。同図に描かれている環濠内の道路を見ると、環濠の出入口以外の道路は、環濠の端まで届いていない。地目が竹藪の敷地だけでなく宅地の場合でも手前で途切れている道路が各所にある。これらの道路の先にも土塁が存在していたのであろう。

桑津環濠集落の濠跡の道路を辿ると、環濠跡の道路に間口を開く宅地が並ぶ。喜連環濠集落と同じように、これらの宅地は環濠が水堀として機能していた時期には濠側からは立ち入ることはできない。濠が機能していた時期には土塁があつた場所で、環濠を土塁の土砂で埋めた際に宅地として開発したと考える。東環濠では環濠集落内部の敷地よりも1 m程低くなった宅地が並んでいる。この場所は東環濠の跡で、環濠集落内の宅地の高さまで盛土しなかったのではなかろうか。

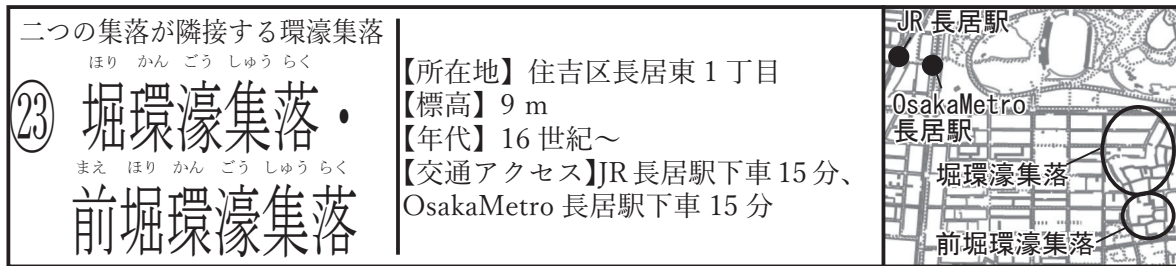
【評価】桑津環濠集落は出入口が北に2ヵ所、西に1ヵ所、南に1ヵ所あり、東にはない。東側には駒川と今川の開析谷があるため設けなかったのだろう。環濠集落への出入口は直線になってはおらず、小さな喰違いが認められる。北環濠の東側の出入口は外側の道路が湾曲しており、見通しできない。西側の出入口は直進できず、西にずれた位置に北への道路がある。西環濠の出入口も小さな屈曲があり、土塁が存在しておれば見通しできなかったと考える。南環濠の出入口は東への道路は直角に屈曲し、南への道路も環濠集落の外で直角に屈曲して、直進できない構造である。環濠集落内の道路は北口から南口に通じるほぼ直線の道路が1条あるが、それ以外は直線で伸びる道路はない。

桑津環濠集落の北西部と南東部ではかなりの比高があるため、環濠に水を滞水させるためには北西部は広く深い濠となる。明治時代の『仮製地図』で北西部に濠があるのは、北西部の濠が広く深かったために、この時代まで残っていたのであろう。〔松尾〕



図40 桑津環濠集落における発掘調査の位置（岡本作図）





【立地】上町台地東縁の東に向かって緩やかに低くなる平坦地に所在する。環濠集落の東端は摂津と河内の国境で、東側は河内国矢田部となる。北には磯歯津道（しはつみち）が東西に通り西に行けば住吉大社、東に行けば鷹合村の南を通り、喜連村へと続く。堀集落の南端には環濠があり、それを挟んで南側が前堀の環濠集落で、一筋の環濠を挟んで二つの集落が隣接している。この一帯は高台になるため、用水の確保が難しかったのか、堀・前堀の周囲には二つの環濠集落を囲ように溜め池が点在する。

【歴史】『東成郡誌』によれば、「大字堀は本村（長居村）の東部を占め（中略）大字名は昔時の城址にして、部落の周囲に濠を回らすに因る。」と記載する。また、「古城跡 大字堀は古城址なり、と伝ふ。堀部落を圍繞する幅数十尺、深さ数尺なる堀存し、又小字に大門、大手の樋、鉄砲島、梅檀城などの名あり。城主は周防守某と称し、戦国時代の築城なりと伝れども、その姓名及確なる年代等詳ならず。」とする（②③-5）。『信長公記』には「（天正3年）四月十六日、遠里小野へ、信長御陣取り、近辺の耕作、信長御自身薙させられ、堺の近所に新堀と申す出城拵へ、十河因幡守、香西越後、大将として楯籠る。」と信長が築いたごとく記載する（②③-2）。さらに、『全堺詳志』上の「政所」には、永正元年のこととして三好長慶が堺の近くに高く楼を構えた本館を築き、「摂の尼崎城、泉の新堀（あらほり）城、岸和田の城、河の小山古市の諸城を以て諸将の居所と為す。」と記載する（②③-4）。『東成郡誌』と『信長公記』の記述内容に相違点が多い。『大阪府全志』（②③-5）では「堺の近辺なる新堀と見ゆるは本地にして」と解釈するが、堀村のことを「新堀」と呼ぶ確実な事例はない。ただ、方便法身像裏書に堀村が見える（②③-1）ことから戦国期に堀という村が存在したことは確かである。『東成郡誌』に記載の「城址」は大阪市住吉区の堀環濠集落のことと記すが、『信長公記』と『全堺詳志』の新堀城は住吉区の堀環濠集落とは想定できない。大阪市住吉区と堺市北区の2ヵ所に城跡が存在しているのではないか。

【検討】住吉区の堀環濠集落および前堀環濠集落について検討する。この環濠集落も集落の外周を道路が廻っており、集落を囲う道路が環濠の跡と推定できる。この環濠跡と推定できる道路を辿ると、西側環濠跡の道路に面した宅地は全て道路に間口を開く。先に桑津・喜連環濠集落で検討したように、これらの宅地は環濠に水が湛えられていた時期には環濠側からは出入りできない。これらの宅地は環濠が埋められ道路になってから開発された宅地と考える。環濠が存在していた時期にはこの環濠に沿う帯状の敷地は土塁あるいは藪であったと推定する。大阪市建設局所蔵の『住吉郡依羅村大字堀村』の地籍図では環濠に面する敷地は環濠内の道路から環濠まで一続きの敷地になっている。これはこの段階には土塁あるいは藪が内側の敷地所有者の所有地であったことを示している。

– 56 –



ように見える。環濠集落南東部の入隅になった環濠の西側の敷地で試掘調査（SB86-1）が行われているが、そこでは水成堆積層が見つかり、その敷地まで濠が広がっていたことが判明した。環濠集落への出入口は西北に1ヵ所、西南に1ヵ所、南東の角地に1ヵ所ある。大阪市建設局所蔵の『住吉郡依羅村大字堀村』の地籍図ではいずれも白く彩色されており、土橋ではなく、板橋のように見える。環濠集落内の道路は出入口へと通じる道路以外は環濠に並行するように配置され、環濠と一定の距離を持っている。環濠の内側にあると推定する土塁に沿って道路が配置されているのであろう。

堀環濠集落の南に接する前堀環濠集落は大阪市建設局所蔵の『住吉区南長居町（元長居村）』地籍図（大正15年税務署写）では堀環濠集落との境になる北環濠の南にある方形の環濠集落である。集落の北側に家屋が集まり、集落内の南側には水田が広がっている。家屋が集まる西端には明治45年（1912）に保利神社に合祀された吉山神社の境内がある。環濠集落への出入口は北西に1ヵ所、南に1ヵ所ある。東側は北東隅と東側に1ヵ所ずつある。地籍図では東側には環濠がない。

このように二つの環濠集落が接している例には奈良県大和郡山市の発志院町と中城町がある。その環濠集落は東側の発志院環濠集落と西側の中城環濠集落が一つの環濠のように接続しているが、二つの環濠集落を東西に分ける水路（環濠跡）が中城環濠集落の東端にある報恩寺境内の東側に南北に残っている。二つの集落を繋ぐ道路はなく、集落を出ないと行き来ができない。それぞれの集落には八王子神社という同名の神社があり、祭礼はそれぞれ別に執り行われると聞く。

堀環濠集落と前堀環濠集落では数件の試掘調査が行われている。堀環濠集落内では中世や近世の遺構や遺物が出土している。それらの地点は集落内の道路に面する宅地であり、中世から存在していることが分る。1ヵ所環濠に沿う道路の外側での試掘調査（SB92-2）では、施主から「この敷地は藪で、10 m西に堀があった」との証言を得ている。前堀環濠集落では中世まで遡る遺構や遺物の発見はなく、前堀環濠集落の形成が近世になると推定できる。

【評価】堀環濠集落と前堀環濠集落を検討した結果、堀環濠集落では喜連環濠集落や桑津環濠集落と同じように環濠の内側に土塁あるいは藪が廻っていたことが推定できた。その規模は環濠跡と推定する道路に面する宅地の奥行きとほぼ同じと想定できる。この環濠内に領主の城館が存在していたのか判断できる材料はないが、土塁で囲まれた環濠集落全体が「城址」と認識されていたことは間違いない。前堀環濠集落は試掘調査の結果から考えると、近世に形成された環濠集落であろうと考える。〔松尾〕

|                                                                   |                                                                                                         |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>自然地形を利用した不定形の環濠</p> <p>てら おか かん ごう しゅう らく</p> <p>②4 寺岡環濠集落</p> | <p>【所在地】住吉区長居西2丁目</p> <p>【標高】7 m</p> <p>【年代】16世紀～</p> <p>【交通アクセス】JR 阪和線長居駅下車5分、OsakaMetro 長居駅より徒歩5分</p> |  |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

【立地】上町台地南部に位置し、住吉大社の南へと流れる細江川が開削した谷筋の中に位置し、北には長池が水を湛える。明治時代の『仮製地図』では、北から流れてきた細江川が寺岡集落の西側環濠へと続き、そこから南へ流れ西の住吉大社方面へと向きを変える。寺岡集落の西環濠は北から流れてくる細江川の南延長上にあたり、その流れが集落南端の住吉方面への道の位置で堰き止められ、細長い池状の溜め池となり、それを西環濠としている。寺岡集落の北端で西と東の二つの流れに分かれているように見えるが、『仮製地図』の等高線を見ると、環濠集落の東側が高く、北から東環濠へは流れにくい。寺岡環濠集落の東環濠から環濠集落の北端を巻き込むように流れ、細江川に合流しているのではないかと考えられる。主要な道路として寺岡環濠集落の南端を堺道（旧磯齒津道）が通り、西に進むと住吉大社へ、東に進むと堀環濠集落、さらには喜連環濠集落へと続く。北は天王寺・阿倍野から続く南北道路が環濠の西側を通り、堺方面へと続く。幾つもの道路が交わる場所にあり、主要な交通路となっていたと考えられる。

【歴史】寺岡環濠集落の成立に関する正確な資料は無く、『日本城郭体系』では、戦国時代の畠山・三好・細川・桃井氏らの抗争が続くなか、合戦に巻き込まれ戦場になったと記す（②4-2）。環濠集落内東ノ町にある浄土真宗本願寺派の真光寺は明応5年（1496）創建と伝わる（②4-1）が、真光寺ホームページには明德5年（1394）創建という。西ノ町の浄土真宗本願寺派の西法寺は文禄元年（1592）創建とする（②4-1）。この地域の本願寺派の支城の一つとして成立したのであろう。東ノ町にある神須牟地神社は式内社である。『東成郡誌』には「明治以前は三つ宮と祥せり。社地一帯の地形は往古三島となり、南島に神須牟地<sup>かみすむち</sup>の神鎮座し、中島に五大力菩薩、北島に辨才天を祀れり。細江の流はこの島を廻りしが、今は河の流域変して島の形を止めず。鎮座の年代は詳らかならず。慶長の兵火に罹りしを、元和四年八月宮座多賀谷鞠負等再建す。」と伝承を記載する（②4-1）。環濠集落内は東ノ町・西ノ町・中ノ町と三つの字に分かれる。東ノ町と西ノ町に挟まれる街区が中ノ町である。

【検討】明治時代の『仮製地図』の等高線をみて細江川の流れを堰き止めて西環濠ができていると想定した。東環濠も南へと流れているのではなく、寺岡環濠集落の北へと流れ、細江川に合流しているとすれば、この環濠は自然地形を巧みに利用して成立していると考えられる。環濠集落内を明治17年（1884）の『西長居地籍図写』（大阪市建設局蔵）で見ると、北端には濠の中に地目が「田」と「畔」と記される島があり、道路や街区はない。ここを『東成郡誌』は北島と呼ぶのであろう。現在西長居公園となっている神須牟地神社の北側一帯は東ノ町と西ノ町を分ける南北方向の道路が北端まで延びてその両側に広い区画の宅地が展開する。西ノ町では西環濠から東に延びる水路が描かれる。この水路を東に延長すると神須牟地神社の境内に突き当たるが、明治17年までの境内は現在の境内の南半分しかなく、水路の延長部は宅地であった。この水路は東環濠まで延びていたの

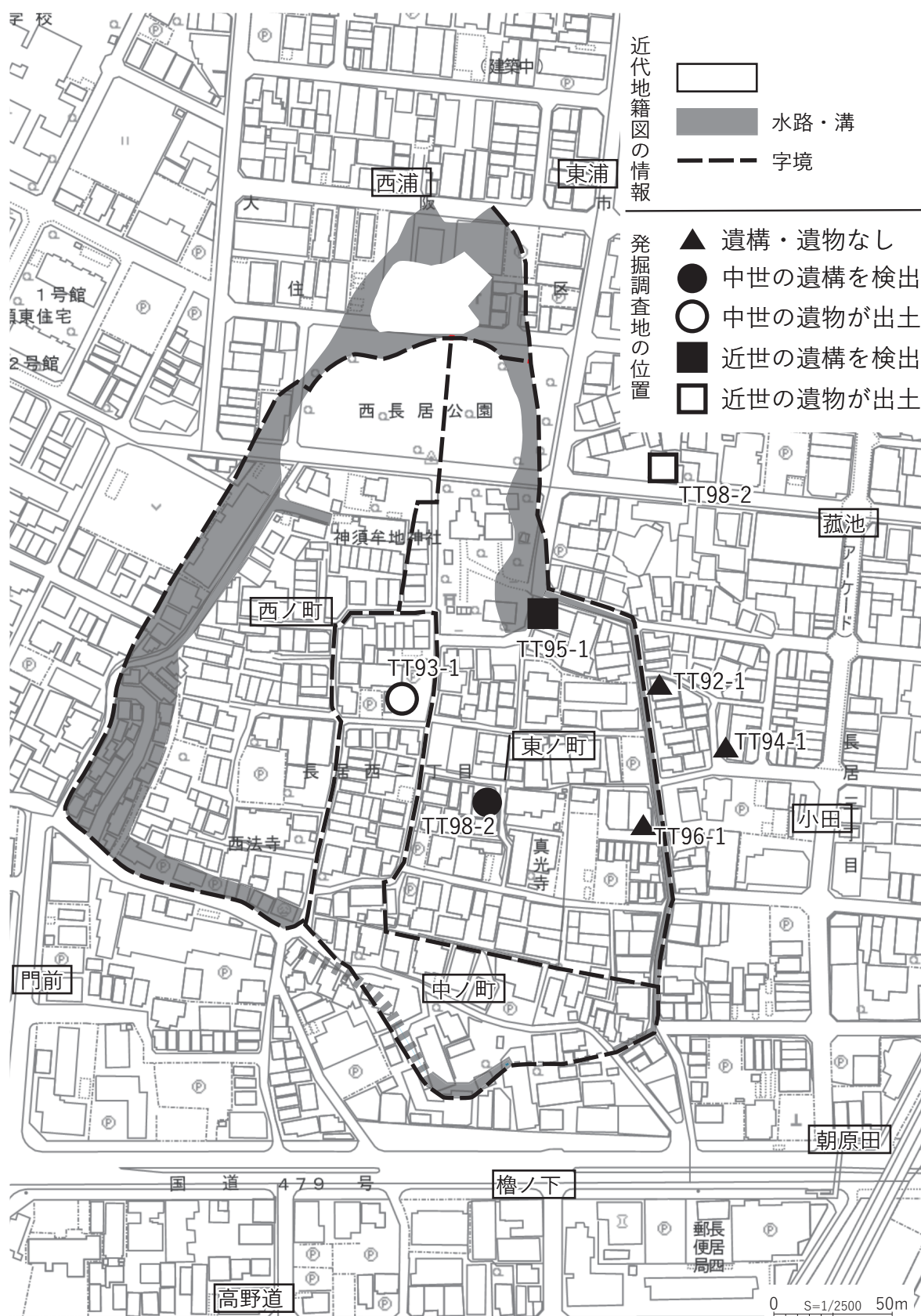


図 42 寺岡村における環濠・小字と発掘調査の位置（岡本作図）



かもしれない。この水路から北側を『東成郡誌』は中島と呼ぶのであろう。この水路より南は宅地が密集する集落の中心部である。南の環濠集落出入口から入る道路が環濠を越えた地点で東西に分かれ、西側の道路が西ノ町の東端となり、東側の道路が東町の西端となっている。その間が中ノ町である。宅地が密集するこの地域が南島と呼ばれていたのであろう。環濠集落内では4ヵ所で試掘調査が行われている。神須牟地神社の東（TT95-1）では近世の遺構が見つかり、中ノ町（TT93-1）では室町時代の瓦質羽釜や平安時代まで遡る須恵器が出土し、地表下1.3mで地山を確認している。東ノ町（TT98-2）では16世紀末から17世紀初頭と考える瓦を多く含む落ち込みが見つかった。落ち込みは遺構面から1m掘削しても底が見つかっておらず、調査者は濠のような深い遺構があると想定している。東ノ町の東端（TT96-1）では地表下1.3mで地山を確認するが、それより上層は近世の耕作土であった。環濠集落内が中世まで遡ることは確実であるが、周辺部では中世まで遡る遺構や遺物はない。東端付近（TT96-1）は近世には耕作地であるとの報告があり、環濠集落が東へ拡張していることが考えられる。

明治17年の地籍図を見ると、環濠集落内の道路は薄い桃色で彩色されているが、環濠に面して薄い橙色に彩色された細い帯状の土地が集落の外周を廻っている。西側は西環濠の南端から北へと続き、中島の北端を廻り、東環濠南端の神須牟地神社境内の東端まで続いている。それより南には帯状の土地は廻っていない。幅の広い環濠部にだけ橙色の帯状の土地が廻っている。大正15年（1926）に税務署が写した『住吉区元長居村西長居町』（大阪市建設局蔵）の地籍図では同じ場所が細長い敷地に分筆され地番を与えられており、大正15年（1926）の『住吉郡寺岡村全図』（大阪市建設局蔵）では薄い桃色で彩色されている。凡例では「堤塘」とされ、土塁と分る。大正15年までは環濠と土塁が存在していたが、それは西側と東側の北半分で、東側の南半分と南側の東半分には環濠と土塁はない。大正15年地籍図では南側には濠の跡と推定できる地割が見いだせるが、東側には見いだせない。それに代わって水路が廻るが、近代以前に環濠が埋まり土塁が削平され耕作地あるいは宅地となったのではないだろうか。

【評価】寺岡環濠集落は上町台地の自然地形を利用して造られた環濠集落で、細江川を堰き止めて西側環濠とし、東側は集落の南東部から細江川に流れてくる水を溜めて環濠としていると考えた。環濠全体の平面形が北に突出する三角形を呈しているのも、それが理由と考える。環濠集落の内側には土塁が廻っていたことも確認できたが、集落が東に突出している地域は、発掘調査の成果から近世以降に拡張されている可能性があるかと推測させる。〔松尾〕

|                                                              |                                                                                                          |                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>我孫子城址の伝承地は2ヵ所</p> <p>あ　び　こ　かん　ごうしゅうらく</p> <p>㊦我孫子環濠集落</p> | <p>【所在地】住吉区我孫子4丁目</p> <p>【標高】10 m</p> <p>【年代】16世紀～</p> <p>【交通アクセス】JR 我孫子町駅下車5分、OsakaMetro あびこ駅より徒歩5分</p> |  |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

【立地】上町台地の中央部に位置し、標高は10 m余りである。規模は南北約300 m、東西約240 mである。明治時代の『仮製地図』では南の山之内集落・杉本集落も同じ尾根状の平坦面に立地する。新大和川の北側に点在する溜め池から用水路を介して我孫子環濠集落に水が届き、再び用水路によって北の寺岡集落の環濠へと排水している。

【歴史】我孫子は14・15世紀にかけて荏胡麻の製造と販売を行っている。荏胡麻の専売特権を主張する大山崎神人と争論を起すほどの生産量と考えてよい（大山崎町歴史資料館 2016）。

室町時代後半に勃発した明応の政変の頃の河内国北半および摂津国南東部の集落や街道を描いた『明応二年御陣図』（1493）には、我孫子集落を指すと推定できる「アイコ」と記載された集落がある（図31）。また、享祿4年（1531）に細川晴元が細川高国と戦い我孫子や遠里小野に陣を置いた（㊦-3）。この我孫子城の推定地については伝承しかない。「我孫子城跡は大聖観音寺（吾孫子観音）の境内とされている」と記載するものや（中西 2015）、吾彦観音の北にあった我孫子神社は我孫子城の跡地に建てられたとの伝承があるとして、我孫子城跡を我孫子環濠集落の東端に推定している（遠藤 2017）。ただ、『東成郡誌』では「依羅村 名所舊跡墳墓」の項で「我孫子城址 大字我孫子字城ノ内其址なるべし」と記載する（㊦-6）。これも伝承であろうが、「字城ノ内」とするならば我孫子環濠集落の南半分となる。我孫子神社跡の敷地や吾彦観音の敷地は「字ヲタリ」に属している。

【検討】現状では環濠は全く認められないが、昭和2年に税務署が写した『住吉区我孫子町 元依羅村』の地籍図や年不詳の『大阪府下摂津国住吉郡我孫子村地図』（ともに大阪市建設局蔵）に描かれている道路や水路ならびに環濠を現代の地形図に落とすと、近代の我孫子村の姿が浮かび上がる（図43）。環濠跡は東では区画整理された道路になっているが、北と南および西では道路や街区の形に環濠の痕跡が認められる。北側の西半分では環濠跡の道路に間口を開く宅地が建ち並ぶ。北側道路は環濠の痕跡である可能性が高く、この道路に向かって間口を開く宅地は、環濠が存在していた時期には存在できない。北側道路に間口を開く宅地は環濠が存在していた時期には土塁か藪であったと考える。環濠を埋める時に土塁や藪の土砂で埋め道路とし、平坦になった土塁跡を宅地として開発したと推定する。環濠の西側には現在、我孫子公園が設営されているが、先の地籍図2葉には環濠の北端から南端まで続く池が描かれている。明治時代の『仮製地図』でもこの池は描かれており、明治時代には池が存在する。ただ、大和川付け替え前の地図とされている『よさみ池古図（我孫子村絵図）』（大山崎町歴史資料館 2016）では、明治時代の『仮製地図』ほどの大きさではなく、他の環濠と同規模の環濠に描かれている。我孫子公園の東端に沿う我孫子環濠集落の西端は公園の地表面よりも1 m程高くなっており、そこに建ち並ぶ宅地は全て環濠集落内を向いている。現在、環濠内の西端付近には環濠集落を南北に縦断する道路が敷設さ

れているが、この道路は昭和2年の『住吉区我孫子町 元依羅村』には道路を予定しているのか道路幅で敷地が分割されており、年不詳の『大阪府下摂津国住吉郡我孫子村地図』には点線で道路予定地が描かれている。西端の南北道路は昭和2年まで存在していない。この南北道路が敷設されてから宅地開発が行われたのであろう。また、この南北道路は当初は「字城ノ内」に達する前に「字ヲタリ」の南端で東に曲がるように予定されていたようだ。

我孫子城の推定地であるが、「字城ノ内」の中で現在でも広い敷地(A)が農園として残されており、宅地開発を被っていない敷地がある。そこは昭和2年の地籍図では地番が「三番」で、地目が「山」と記載されている。この敷地は近代の地籍図以降現在までほぼ同じ広さが確保されている。現在は先の南北道路が西端付近を縦断するが、それ以外は形状もほぼ同じである。我孫子環濠集落内で最も広い敷地

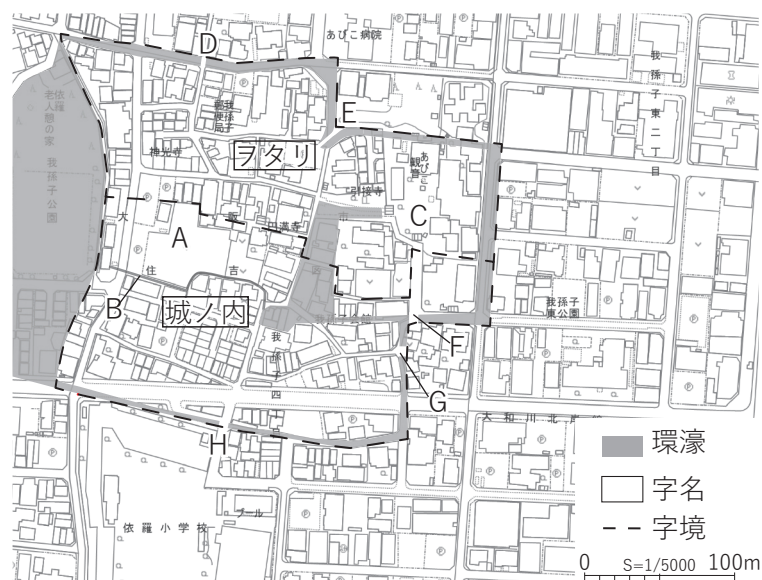


図43 我孫子村における環濠・小字（岡本作図）

であり、『よさみ池古図（我孫子村絵図）』ではこの場所辺りを四角く囲って「伝馬屋敷」と記載する。この場所が我孫子城の跡地ではないだろうか。敷地の南には東環濠と繋がる水路(B)がある。我孫子環濠集落は方形を基本とし、吾彦観音や我孫子神社があったと言われる区画が東に突出している(C)。宗教施設を環濠内に置くために東に突出することになったのではなかろうか。環濠集落への出入口は東側に3カ所、南に1カ所、北に1カ所である。西側にはない。南北の出入口は平面である(D・H)。北東角(E)は鬼門除けとも考えられる。

【評価】我孫子環濠集落は都市の中に埋もれているが、近代の地籍図を参考に復元すると、明瞭に環濠集落の姿が復元できる。東の吾彦観音の境内一帯は地籍図では北側に「墓」や「宅」が記載されるが、現状では吾彦観音の境内となっている。近代に吾彦観音の寺域が拡張したことを示している。北側には2カ所の出入口があるが、東側の出入口には地目が「山」となった敷地がある。この山も土塁の痕跡である可能性を考える。ここから西へも北側道路に間口を開く敷地が並ぶことから土塁や藪があったのであろう。西端は先の地籍図三番の「山」のほか、北西角に広い敷地が続く。年不詳の『大阪府下摂津国住吉郡我孫子村地図』では地籍図三番の「山」と同じく灰色の彩色があり、樹木が繁茂しているかのように木の描写がある。南西角の敷地も同様である。地籍図三番の「山」と記載する敷地は『よさみ池古図（我孫子村絵図）』の「伝馬屋敷」の推定地であり、「我孫子城址 大字我孫子字城ノ内其址なるべし」と記載された「字城ノ内」に含まれ、この一帯に我孫子城の跡地が存在すると推定する。地籍図で地番「三番」の現土地所有者からは「昭和25年に購入した。購入時は雑木林のような状態であったが、開墾してサツマイモなどを栽培した。購入以前の情報は知らない。」との情報を得た。〔松尾〕



|                                                                               |                                                                                                                 |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>交通至便の環濠集落</p> <p>お り お の</p> <p>㊤ 遠里小野</p> <p>かん ごう しゅう らく</p> <p>環濠集落</p> | <p>【所在地】住吉区遠里小野 5 丁目・清水丘 2 丁目</p> <p>【標高】6 ～ 7 m</p> <p>【年代】16 世紀～</p> <p>【城主】不明</p> <p>【交通アクセス】南海我孫子前駅下車すぐ</p> |  |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

【立地】上町台地の西側斜面に位置する。遠里小野環濠集落が立地する上町台地南西部は、遠里小野環濠集落の南東方向に位置する杉本集落が最も高く、北西方向に低くなる緩斜面となっている。西の低地部には家が街村状に建ち並ぶ紀州街道が南北に通る。遠里小野環濠集落の標高は 6 ～ 7 m を測る。環濠集落の規模は南北約 260 m、東西約 330 m である。現在、環濠は全て埋められ道路および宅地になっている。

【歴史】『太平記』巻 25 には、貞和 3 年（1347 正平 2 年）11 月に遠里小野周辺で住吉合戦が発生。山名時氏・細川顕氏両軍が住吉天王寺に陣取ったのに対し、楠木正成が「先住吉ノ敵ヲ追出サント、石津ノ在家ニ火ヲ懸ケ、瓜生野ノ北ヨリ押寄せタリ」と記す（㊤-1）。また、『太平記』巻 34 には、延文 4 年（1359 正平 14 年）には足利義詮軍が京都を発ち、「河ヨリ南へ打越、天王寺・阿倍野・住吉ノ遠里小野ニ陣ヲ取ル」とあり、遠里小野一帯は合戦場となっている（㊤-2）。

応永 4 年（1397）・応永 21 年（1414）・文安 3 年（1446）と度々室町幕府から荏胡麻の生産販売を禁止されている。この時期、摂津南部から泉州北部にかけての一帯は荏胡麻の産地として大山崎神人と争論が頻発していた（㊤-3）。遠里小野は四天王寺から堺への街道の途中にあり、陸上交通の便がよかった。これが災いして、享祿 4 年（1531）、天文 16 年（1547）、永祿 9 年（1566）、元亀元年（1570）、天正 3 年（1575）と遠里小野に陣が置かれている（㊤-4 ～ 7）。

【検討】安永 7 年（1778）に描かれた堺市立中央図書館蔵の『遠里小野村大絵図』（大山崎町歴史資料館 2016）には遠里小野集落の環濠と環濠集落内の道路が描かれており（図 44）、これを参考に遠里小野環濠集落を検討する。南海電鉄高野線の我孫子前駅を西に出て、環濠と推定される道路を西へと辿ると、左手に環濠集落の内側が見える。そこは道路から 1 m 程高くなっており、道路に間口を開く宅地が連なる。この景観は安養寺の裏側まで続き、安養寺の境内も 1 m 程高くなっている。北側道路は遠里小野環濠集落の西側にある幹線道路である大阪和泉泉南線を越えて清水丘小学校敷地まで続く。清水小学校敷地は周辺より高くなっているの、この手前の民有地に環濠があった。再び幹線道路の東に戻ると、幹線道路より遠里小野環濠集落が 1 m ほど高くなっている。集落を削平して道路が敷設されていることが分る。西環濠の跡地と推定できる西側の道路を南に辿ると、道路の東側に奥行きが短い宅地が並んでいる。その背後には比高が 2 m 程の崖がある。道路と道路に間口を開く宅地は低く、宅地の背後になる東側の集落内が高くなっている。西側の道路は西口に向かって東に曲がり、路面は次第に高くなって西口に至る。ここから再び南に辿ると、東西方向の南環濠に着く。ここは道路が拡幅されて、旧地形を全く残していない。ここでも道路に間口を開く敷地が建ち並ぶ。ここも北側や西側の道路と同じように、環濠跡の道路に間口を開いている敷地が並んでいるとみてよい。東側環濠跡も道路が低く西側の環濠集落内が高くなっている。こうしてみると、遠里小野環濠集落も周囲の環濠が道路として残っている。そして道路が環濠集落内部よりも一段低くなっている。また、西側の環濠跡では道路に面して建ち並ぶ敷地は、奥行きが短く、道路と同じ高さになっている。ここに並ぶ敷地は環濠を埋

めた跡と推定できる。先の我孫子環濠集落などでも推測したが、環濠の道路に間口を開く敷地は、環濠の内側に築かれていた土塁あるいは藪の跡であろう。環濠集落内部の道路を見ると、環濠集落の出入口は環濠を突き抜けるが、それ以外の道路は環濠の手前数m付近で途切れているか、環濠に沿うように敷設されている。『遠里小野村大絵図』を見ると、環濠と道路の間には奥行き長い敷



図44 『遠里小野村大絵図』（堺市立中央図書館蔵、部分）

地が続いている。この敷地の奥が土塁になっていたのではないだろうか。

【評価】遠里小野環濠集落は環濠が全く残っていないが、環濠を埋めた跡と推定される道路を辿ることで江戸時代の環濠集落の形を追認できる。また、我孫子環濠集落と同じく、環濠に面している敷地の形状から、そこには環濠の内側に沿って築かれていた土塁があったと想定できる。環濠集落内部の道路配置からも環

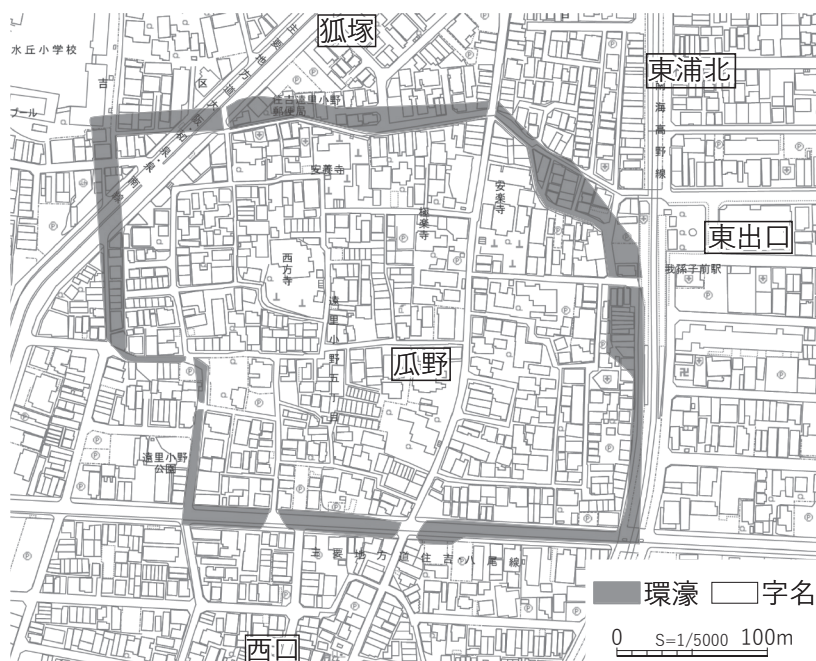


図45 遠里小野村における環濠・小字（岡本作図）

濠の内側に土塁あるいは藪があったと想定できる。環濠集落の平面形状は北東部が入隅になっており、鬼門除けと考える。また、南西部も入隅になっている。『遠里小野村大絵図』では出入口が東側に1カ所、北側に2カ所、西側に2カ所、南側に2カ所あるが、西側の南出入口には木戸が描かれておらず、新設された出入口の可能性がある。出入口は折れがなく、直進できる。内部の道路は天王寺と堺を繋ぐ南北道路が環濠集落内を貫通するが、それ以外の道は貫通せず、直角に折れる箇所があり直進できない。また、道路は環濠までは達せず、数m手前で濠に並行しており、土塁あるいは藪の存在が推定できる。なお、遠里小野の産土神社は遠里小野環濠の南に、現在は廃社となっている「農神社」が存在している。環濠の外に位置するが、遠里小野村は大和川の南まで広がる広域の村であったため、この位置に鎮座していたのであろう。明治42年（1909）に止止呂支比賣命神社境内の天水分豊浦神社（叡松原荒神）に合祀された。〔松尾〕

## 第3章 総括

今回の共同研究では15回の研究会及び現地巡見を行い、19ヵ所の平地城館と8ヵ所の環濠集落を報告した。

都市化が早くから進んだ大阪市であるため、近世の絵図や近代の地籍図や地形図に描かれている集落の姿が残っているか疑わしかったが、現地に赴くと、蛇行する細い道路やそれに囲まれた街区が、改造されつつも当時の街区の形を残している対象地もあり、集落規模などを推定することができた。

市内南部の住吉区や平野区は区画整理事業により住宅地として開発されているが、その事業は旧集落内には及んでおらず、近代の地形図や地籍図に近い集落構造が残っている。

幅広い道路を規則的に敷設した区画整理事業によって出現した街区の中に、幅の狭い蛇行する道路で囲まれた街区の旧集落が閉じ込められているように見える。そのため、旧集落の範囲が明瞭に認識できる。

市内南部の集落の多くは上町台地上に立地していることから耕作用の水の確保が重要であった。そのために集落の周囲に溜め池としての環濠を廻らせ、それを防御施設としても活用していたのではないだろうか。

一方、北部の淀川低地部の城館推定地は地名や字名でその所在地はある程度推定できるが、近代以降の淀川の付替工事や工場建設などの大規模開発、旧地形や地割を無視した幹線道路の新設や新興住宅地開発などにより、旧来の街区が大きく改変されており、一部に地籍図と重なる道路はあるものの、城館の痕跡を残す集落構造を復元するには難しい状態であった。

地形的にはこの地域は淀川の氾濫原にあたり、洪水を避けるために自然堤防などの微高地に集落が形成されている。また、道路もそうした微高地を辿るように敷設されており、陸上交通路上に集落が形成されている。微高地は淀川の自然堤防でもあり、そこに形成された集落は水上交通路としての淀川にも面していた。淀川周辺に散在する集落は陸上交通路と水上交通路に面した位置にあり、交通路を掌握することを目的としていた（岡本 2023b）。

北部地域では城館に関わる文献史料、合戦の記録や公家や僧侶の日記なども多く残っており、この一帯が度々戦場となっていたことがうかがわれる。この地域は京都と西国を繋ぐだけでなく、摂津南部や河内・和泉地域から伸びてきた交通路とも合流する地域であったことが大きな要因であろう。

ただ、北部地域では城館や集落を囲う土塁や濠などの施設があったのかは、発掘調査で堀状遺構が検出されている野田城を除いて、判明していない。戦乱が頻発しておれば集落や城館を防御する土塁や濠などの施設が築かれていたのではないかと想像するが、絵図や地籍図などではその痕跡はうかがえない。集落周囲の低湿地が防御に活用されていたのではないかと指摘もあり（本書第1章第2節）、北部の平地城館では低湿地を濠の代用としても土塁に代わる逆茂木や柵などの存在を考慮する必要がある。

淀川氾濫原の北部と上町台地上に位置する南部では立地環境が異なっている。このことで集落や城館の形態に違いができたのではないだろうか。〔松尾〕